

8. 法学研究科

(1) 法学研究科の教育目的と特徴	8-3
(2) 「教育の水準」の分析	8-4
分析項目Ⅰ 教育活動の状況	8-4
分析項目Ⅱ 教育成果の状況	8-13
【参考】データ分析集 指標一覧	8-16

(1) 法学研究科の教育目的と特徴

1. 法学研究科の全般的な教育目的と組織構成

法学研究科がその教育を通じて目指すのは、法学・国際関係学分野で新しい「知」を創造し、それをを用いて日本のみならずグローバルな市民社会への知的貢献を行うことである。本研究科の教育目的は、こうした社会貢献を行うための「実学」の根幹をなす先端的・学際的研究を実施する研究者に加えて、こうした高度な知識・能力を備えた専門的職業人を養成することにある。後者については、とりわけ、ビジネス法務に精通し、グローバル社会の情勢を把握し、そこにおける普遍的価値である人権感覚に富んだ人材や、国内外の紛争の予防・解決に貢献しうる人材の育成を目指している。

こうした目的を達成するため、本研究科は次の3つの専攻・課程から構成される。(1)法学・国際関係専攻(修士課程・博士後期課程)、(2)ビジネスロー専攻(修士課程・博士後期課程)、(3)法務専攻(専門職学位課程)。

2. 法学・国際関係専攻の教育目的と特徴

本専攻は、法学及び国際関係論の分野で、将来、わが国のみならず世界をリードする優れた研究者を養成することを目的とする。また、社会人が実社会で生ずる様々な先端的な問題を研究することができるように、社会人特別選考という別形態の入試を実施して社会人にも門戸を広げるとともに、外国人留学生に対しても外国人特別選考を実施して受け入れを拡大している。さらに、本学及び他大学の法科大学院や公共政策大学院の修了生が研究者となることも視野に入れ、それらの修了生及び司法試験合格者が、博士後期課程に入学する道も開いている。

本専攻は修士課程と博士後期課程からなり、博士後期課程には研究者養成コースと応用研究コースが設置されている。研究者養成コースは、将来、大学等で研究・教育に従事することを希望する学生を対象に、独立の研究者として高度な基礎理論を踏まえて先進的な研究を遂行できる能力を修得することを目的とする。一方、応用研究コースは、将来、研究機関、国際機関、企業等で高度な専門能力を備えた職業人として活躍することを希望する学生を対象に、実務的視点を重視した高度な応用的研究を遂行できる能力を修得することを目的としている。

中期目標及び、それに則して設定されている本研究科の教育・人材育成の目的を達成するため、本専攻では、従前からの EU 研究共同プログラムに加えて、2015 年度以降、以下の新たなプログラムが開始された。

「次世代の法学研究者・法学教員養成プロジェクト」(2015 年度)

「学部・大学院5年一貫教育プログラム(国際関係論・国際関係史)」(2018 年度)

「修士ダブルディグリー・プログラム」(2018 年度)

3. ビジネスロー専攻の教育目的と特徴

ビジネスロー専攻は、グローバルに活躍する高度法務・法曹人材の育成を目指す社会人のための大学院として 2018 年度に新たに設置された。その前身は、旧国際企業戦略研究科・経営法務専攻であり、2000 年 4 月に開設されて以来、法学研究科に発展的に統合されるまで、ビジネスローに特化したリカレント教育の先駆けとして、多くの修了生を世に送り出してきた。社会人が就労しながら通学可能なように、都心の千代田キャンパスで夜間(一部土曜日)に開講し、研究者教員と実務家教員が密接に協力して、グローバルに活躍できる高度法務・法曹人材の養成に当たっている。修士課程と博士後期課程が設けられており、修士課程では「修士(経営法)」、博士後期課程では「博士(経営法)」の学位が授与される。修士課程では、基本コースに加えて、専門性を高める「知財戦略プログラム」と「GBL(グローバル・ビジネスロー)プログラム」も提供しており、修了者には、上記修士学位のほか、プログラム修了証が授与される。

4. 法務専攻の教育目的と特徴

法務専攻(法科大学院)では、社会の各分野において、法律に関係する指導的役割を担うことのできる人材、幅広い教養を備えた公共的志操の高い法律家の養成を目的としている。ビジネス法務に精通した法曹、国際的な視野を持った法曹、人権感覚に富んだ法曹の養成を標榜し、これらの理念に即したカリキュラムを編成し、教育活動を行っている。

(2) 「教育の水準」の分析

分析項目Ⅰ 教育活動の状況

<必須記載項目1 学位授与方針>

【基本的な記載事項】

- ・ 公表された学位授与方針（別添資料 3208-i1-1～3）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

（特になし）

<必須記載項目2 教育課程方針>

【基本的な記載事項】

- ・ 公表された教育課程方針（別添資料 3208-i2-1～3）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

（特になし）

<必須記載項目3 教育課程の編成、授業科目の内容>

【基本的な記載事項】

- ・ 体系性が確認できる資料（別添資料 3208-i3-1～2）
- ・ 自己点検・評価において体系性や水準に関する検証状況が確認できる資料（別添資料 3208-i3-3）
- ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（別添資料 3208-i3-4～5）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 教育課程の特徴

教育課程は修士課程・博士後期課程（法学・国際関係専攻及びビジネスロー専攻）、専門職学位課程（法務専攻）からなるが、各学生の学修・研究上のニーズに応え、中期目標に沿った人材を育成するため、下記のような多様なプログラム・プロジェクトを有している。（①～④：法学・国際関係専攻、⑤～⑥：ビジネスロー専攻、⑦～⑧：法学・国際関係専攻及びビジネスロー専攻、⑨～⑫：法務専攻）

- ① 「EU 研究共同プログラム」：国際的にも関心の高い EU について、分野横断的な研究・分析能力を高め、英語での発信スキル獲得をめざすものである。[3.1]
- ② 「学部・大学院5年一貫教育プログラム（国際関係論・国際関係史）」：グローバル人材として求められることの多い修士号を、学士入学から最短5年間で修士号と修士号を取得可能とするものである。（2017年度より）[3.1]

- ③ 「修士ダブルディグリー・プログラム」：最短2年間の学修で、一橋大学と海外の大学から修士号を取得できるプログラムであり、次の二つの系統がある。
：中国人民大学法学院、国立台湾大学法律学院のいずれか（2018年度より）
ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー：2018年度より） [3.1]
- ④ 「次世代の法学研究者・法学教員養成プロジェクト」：GFLJ(Global Future Legal Jurist (特別RA))の採用、研究経費の支給、海外派遣費用支援、外国語教育の強化等により、博士後期課程学生への充実した研究指導体制を構築し、次世代の法学研究者・教員養成を目指すものである。（2015年度より）[3.1]
- ⑤ 論文指導体制：修士論文及び博士論文の作成のための指導体制については、研究指導の進め方が研究科申合せとして決定され、学生にも学生便覧等で周知されている。[3.2]
- ⑥ 集団的・多角的な指導体制：基本的には各指導教員の責任において研究指導が行われるが、部門ごとに複数の教員による論文指導、大学院講義（共同研究）・演習の共同化による、集団的・多角的な学位論文の作成に関する指導がされる体制を確保している。[3.3]
- ⑦ ビジネスロー専攻の特色：「知財戦略プログラム」：知的財産法関連の科目を集中的に学び知財実務知識の向上を図る。（2018年度より）[3.1]
「GBLプログラム」：「世界で活躍できるグローバル法曹・法人材」育成のため、英語科目の受講、英語でのペーパー作成、海外提携校への留学支援等を実施している。（2018年度より）[3.1]
- ⑧ 法務専攻の特色：法務専攻（法科大学院）が目指す特色ある法曹を体系的に育成する観点から、以下のような教育課程の編成を行っている。(1)最先端のビジネス法務の能力を涵養するビジネスロー・コースを設置している。(2)国際的な視野を広げるため「比較法制度論」を必修とするほか、英米法・法律英語の選択必修とし、(3)人権感覚を磨くため、憲法と刑事法のゼミに「人権クリニック」を設置している。[3.1]
合わせて、法務専攻では以下のプログラムを実施し、きめ細やかな指導を行っている。
中国エクスターンシップ：グローバルな法曹を目指す修了生への支援策の一環として法科大学院修了生を対象とした中国エクスターンシップを開始した。
[3.1]
修了生の海外派遣：グローバルな法曹養成の一環として、アジア各地の日本法教育研究センターに司法試験を受験した法科大学院修了生を各1名派遣した。
[3.1]
法学未修者への支援：法学未修者の学修履歴を踏まえ、新入生が法律学をスムーズに履修可能となるよう、1年次に随意科目として「導入ゼミ」「法律文書作成ゼミ」を設けている。[3.4]

＜必須記載項目 4 授業形態、学習指導法＞

【基本的な記載事項】

- ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（別添資料 3208-i4-1～2）
- ・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料、学生便覧等関係資料（別添資料 3208-i4-3～6）
- ・ 専門職大学院に係るCAP制に関する規定（別添資料 3208-i4-7）
- ・ 協定等に基づく留学期間別日本人留学生数
各年度（2016年度・2017年度・2018年度）とも該当する日本人留学生はいない。
- ・ インターンシップの実施状況が確認できる資料（別添資料 3208-i4-8）
- ・ 指標番号5、9～10（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 授業形態・科目構成の特色

法学・国際関係専攻及びビジネスロー専攻の授業科目のほとんどが文献の読解とそれをベースとしたディスカッションを中心としたセミナー形式の授業であり、法学・国際関係・ビジネスローの基本科目から、それぞれの分野における理論・実務の両面の最先端分野に関するものまで、幅広く、かつ、体系的にカバーする科目構成となっている。[4.1]

○ 学修指導体制

修士論文及び博士論文の研究は所属ゼミナール（演習）を中心として進められ、演習指導教員は学生の学修プロセスを完成させるため、各学生の主体性を尊重しつつ指導・助言そして能力評価を行うことで、随時、上記のプロセスの最適化を図っている。また、円滑な学修に必要な情報は、シラバス、学生便覧、入学時及び毎年度のガイダンスを通じて提供される。[4.2]

○ 英語による講義科目の拡充

法学・国際関係専攻では、2014年度から2018年度にかけて、国際関係論科目を中心に、英語で講義される科目の更なる拡充が図られた。また、海外の有力大学の学生と共に英語で分析・ディスカッションを行う科目として、従前から実施されていたルーヴェン・カトリック大学・ソウル大学との合同授業に加えて、2019年度からはケンブリッジ大学との合同セミナーも開始された、[4.1]

○ 法学論文執筆能力の涵養

法務専攻の3年次の任意科目として「法学研究基礎」を設け、学術的な法学論文を書く能力を養う機会を提供している。この科目は、研究者を志望する学生に博士課程進学の道を開く趣旨のものでもある。2017年度に「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」によって行われた認証評価において、研究者養成をも目的とした「法学研究基礎」は、法科大学院（法務専攻）の「特色ある点」として評価されている。[4.5]

<必須記載項目5 履修指導、支援>

【基本的な記載事項】

- ・ 履修指導の実施状況が確認できる資料（別添資料 3208-i5-1～2）
- ・ 学習相談の実施状況が確認できる資料（別添資料 3208-i5-3～5）
- ・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組が確認できる資料（別添資料 3208-i5-6～7）
- ・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況が確認できる資料（別添資料 3208-i5-8～10）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 履修指導体制

主たる研究指導者となる演習指導教員を、教員との面接（法学・国際関係専攻）、ないしは、研究テーマ（ビジネスロー専攻）によって決定したうえで、科目履修について演習指導教員に相談することが研究科規則で定められている。これによって、各学生の研究・学修上の関心にそって、適切な授業履修を可能にするアドバイジング・システムが整備されている。[5.1]

○ 大学院教育と実務の架橋

法学・国際関係専攻では、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組として、実社会での豊富な実務経験を有する教員を有し、大学での教育と実務の現場の橋渡しを行うような授業を多数開講している。こうした教員の例として、田中和明教授（元信託銀行）、青木孝之教授（元裁判官）、阿部博友教授（元総合商社）をあげられる。[5.2]

○ 法曹実務家による助言確保

法務専攻ではOB・OGの若手弁護士を学習アドバイザーとして30人程度委嘱し、少人数のアドバイザー・ゼミを実施することで、学生は法律文書の起案の仕方を若手の実務家から学び、アドバイザーは若手法律家のロール・モデルとして機能している。[5.1]

○ 障害学生への合理的配慮

全ての専攻において、障害等を有する学生に対する入学試験、また修学に際して合理的配慮を行う体制を整えている。こうした配慮は障害学生支援室と連携して行われる。[5.3]

○ 留学生への支援体制

法学・国際関係専攻及びビジネスロー専攻において、近年ますます増加しつつある留学生に対しては、日・英両語にて記載された「ハンドブック」を配布し、生活・就学・安全配慮などに関して必要な情報を提供している。[5.4]

<必須記載項目6 成績評価>

【基本的な記載事項】

- ・ 成績評価基準（別添資料 3208-i6-1～2）

一橋大学法学研究科 教育活動の状況

- ・ 成績評価の分布表（別添資料 3208-i6-3～4）
- ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料（別添資料 3208-i6-5）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 成績証明書への GPA の記載

法学・国際関係専攻及びビジネスロー専攻において、質の保証された大学院教育を展開するため、2019 年度以降入学者について、累積 GPA（Grade Point Average）を成績証明書に記載し、成績証明書には不合格科目を含むようにすることで、修了した学生の学問的達成の水準についてより明確に示すこととした。

[6.1]

○ 成績評価ガイドラインの適用

2019 年度より、これまで学部学生のみ適用されてきた成績評価ガイドラインを、修士課程及び博士後期課程の学生の成績評価においても適用することとした。これは「A+及びA評価の取得者数は、A+・A・B・C評価取得者数の合計の3分の1以下とする。また、A+評価の取得者数は、A+・A評価者数の3分の1以下とする」ものであり、成績評価基準を明確にすることで、対外的に大学院教育の質を保証しようとするものである。[6.1]

<必須記載項目7 卒業（修了）判定>

【基本的な記載事項】

- ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定（別添資料 3208-i7-1～3）
- ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料（別添資料 3208-i7-4～8）
- ・ 学位論文の審査に係る手続き及び評価の基準
（別添資料 3208-i7-1～2, 4）【再掲】
- ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料（別添資料 3208-i7-1～2, 4）【再掲】
- ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料
（別添資料 3208-i7-1～2, 4）【再掲】

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ GPA に基づく進級・修了要件（法務専攻）

法務専攻においては、進級及び修了要件に単位要件とともに必修科目の GPA による要件を課しており、一定の基準を満たさない場合には進級や修了を認めない制度を実施している。[7.1]

<必須記載項目 8 学生の受入>

【基本的な記載事項】

- ・ 学生受入方針が確認できる資料（別添資料 3208-i8-1～3）
- ・ 入学定員充足率（別添資料 3208-i8-4）
- ・ 指標番号 1～3、6～7（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 多様な選抜方法による学生の受け入れ

法学研究科では「一般選抜」に加えて、一定の実務経歴を持つ社会人に対する選抜（法学・国際関係専攻の「社会人学生特別選考（修士・博士後期）」及びビジネスロー専攻の「社会人選考（修士・博士後期）」）のほか、外国人留学生や司法試験合格者に対する特別選考を実施している。これは様々なバックグラウンドを持つ志願者を、多様な視点から選抜し、人材育成へとつなげる仕組みとなっている。（別添資料 3208-i8-5～6）[8.1]

○ 修士外国人特別選考

本研究科では「修士課程外国人特別選考」を実施し、修士課程を中心に留学生の受け入れを積極的に進めているほか、博士後期課程において留学生が占める割合も高くなっている（2018年度は22.2%）。[8.2]

○ 司法試験合格者特別選抜

法学・国際関係専攻では「司法試験合格者特別選抜（修士・博士後期）」を実施している。司法試験合格者に、大学院で研究する機会を積極的に与えることで、法実務と学術研究を架橋する人材を育成することがその目的である。[8.3]

○ 法務専攻における早期卒業・飛び級制度

法務専攻では、法学既修者については、①在学中の大学を3年で卒業できる制度（早期卒業制度）により卒業見込みである志願者、及び、②飛び級の出願資格による志願者を対象とする特別枠の制度を創設した。法科大学院進学者の時間的・金銭的負担をできる限り軽減し、法科大学院進学へのインセンティブを与える制度的工夫である。[8.1]

<選択記載項目 A 教育の国際性>

【基本的な記載事項】

- ・ 協定等に基づく留学期間別日本人留学生数
各年度（2016年度・2017年度・2018年度）とも該当する日本人留学生はいない。
- ・ 指標番号 3、5（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 留学生の積極的受け入れ

2018年度の法学研究科における留学生の受入数と、学生の中で留学生が占める割合は修士課程が24名（留学生の割合：52.2%）、博士後期課程が14名（22.2%）

一橋大学法学研究科 教育活動の状況

となっている。「学内学習環境のグローバル化を促進するため（中期目標）」、修士課程を中心に積極的に留学生の正規課程への受け入れを進めている。[A.1]

○ 英語による講義科目の充実化

法学・国際関係専攻では、2014年以降、国際関係科目を中心に英語で講義される専門科目をさらに充実させてきた。2019年9月現在でその数は13科目にのびている。これらについては海外で学位を取得した日本人専任教員が担当するだけでなく、海外の有力大学で教鞭を執る外国人教員や国際機関等で活躍する実務家などを集中講義のために積極的に招聘することで開講されている。[A.1]

○ 海外有力大学との合同授業

法学・国際関係専攻では、2014年以降、ルーヴェン・カトリック大学、ソウル大学、ケンブリッジ大学との合同セミナーなど、海外の有力大学の学部生と共に、英語でプレゼンやディスカッションを行う合同科目が用意されている。[A.1]

○ 海外有力大学とのダブルディグリー・プログラム

①法学分野では、2018年度より中国人民大学法学院及び国立台湾大学法律学院との間で修士ダブルディグリー・プログラムを開始した。

②国際関係分野では、2019年度よりルーヴェン・カトリック大学との間でダブルディグリー・プログラムを開始した。[A.1]

○ 国際的な学術・研究交流の促進

「国内外の教育研究ネットワークをさらに拡充」し、「世界最高水準の教育研究拠点として国際的に高い評価を獲得する」（中期目標）ことを目的に、様々な研究分野における海外の著名な研究者を招聘して国際シンポジウムやセミナー、特別講義を開催し、大学院生の参加や聴講を積極的に促している。（別添資料3208-iA-1~2）[A.1]

<選択記載項目C 教育の質の保証・向上>

【基本的な記載事項】

（特になし）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 成績評価における質の保証

中期目標「1 教育に関する目標」の②「グローバルに活躍できる研究者や高度な専門性を備えた人材を育成するため、質の保証された大学院教育を展開する」に資するように、法学・国際関係専攻及びビジネスロー専攻において、成績評価に関して以下の2つの措置を新たに実施した。[C.0]

① 2019年度以降入学者について、累積GPA（Grade Point Average）を成績証明書に記載し、成績証明書には不合格科目を含むようにすることで、修了した学生の学問的達成の水準についてより明確に示すこととした。

② 2019年度より、これまで学部学生のみにも適用されてきた成績評価ガイドラインを、修士課程及び博士後期課程の学生の成績評価においても適用することと

した。これは「A+及びA評価の取得者数は、A+・A・B・C評価取得者数の合計の3分の1以下とする。また、A+評価の取得者数は、A+・A評価者数の3分の1以下とする」ものであり、成績評価基準を明確にすることで、対外的に大学院教育の質を保証しようとするものである。[C.0]

○ **法務専攻の認証評価**

法務専攻（法科大学院）では、2017年度に「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」によって認証評価が行われ、法務専攻の教育内容・教育方法は、ともに認証評価基準を満たしていることが確認されている。同機構は、法務専攻の未修者教育における取組を「優れた点」として高く評価している。[C.2]

<選択記載項目D 高度専門職業人の育成>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ **ビジネスロー専攻の設置**

2018年度に本研究科にビジネスロー専攻が新たに設置された。同専攻は2000年に国際企業戦略研究科・経営法務専攻として開設され、働きながら通える夜間開講の法律系大学院として積み上げてきた実績を基礎に2018年度から法学研究科・ビジネスロー専攻（法学研究科）に改組されたものである。[D.1]

○ **学部・大学院5年一貫教育プログラム（国際関係論・国際関係史）**

第3期中期目標期間にあたる2019年度より「学部・大学院5年一貫教育プログラム（国際関係論・国際関係史）」が実施されている。国際社会の実務環境においては、高度専門職業人に必要な学術的トレーニングを受けた証左として、学士以上の学位がますます求められるようになってきている。本プログラムは、優秀な学生に学士入学後、最短5年間で修士号を取得する道を開くものである。[D.1]

○ **応用研究コース**

本研究科には、修士号のみならず、博士号を取得し、さらに高度で専門的な職業に従事する人材の育成に資するため、法学・国際関係専攻の博士後期課程に「応用研究コース」を設置している。これは研究機関、国際機関、企業等で高度な専門能力を備えた職業人として活躍することを希望する学生を対象に、実務的視点を重視した高度な応用的研究を遂行できる能力を修得することを目的とするものである。[D.1]

○ **ビジネスロー専攻博士後期課程**

新設のビジネスロー専攻にも博士後期課程が設置されており、(1)実務においてそのテーマの第一人者として認められる知識の習得及び(2)ビジネスローに関する理論を実務に生かし、又は新しい理論的成果を生み出す研究能力の修得を目指している。[D.1]

一橋大学法学研究科 教育活動の状況

○ 法務専攻ビジネスロー・コース

法務専攻では、ビジネスロー・コースを開講し、千代田キャンパスにて、日本のトップ・ローファームの弁護士が担当する講師陣により、インテンシブかつ実践的なビジネスロー教育を行っている。[D. 1]

<選択記載項目E リカレント教育の推進>

【基本的な記載事項】

- ・ リカレント教育の推進に寄与するプログラムが公開されている刊行物、ウェブサイト等の該当箇所（別添資料 3208-iE-1～2）
- ・ 指標番号 2、4（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 社会人入試体制とリカレント教育

本研究科では、修士課程及び博士後期課程において、一定の実務経験を有する社会人を受け入れる入試制度を別途設置することで、リカレント教育を積極的に推進している。（法学・国際関係専攻では「社会人学生特別選考（修士・博士後期）」、ビジネスロー専攻では「社会人選考（修士・博士後期）」がこれにあたる。）[E. 1]

○ ビジネスロー専攻とリカレント教育

2018年度には弁護士、企業法務担当者など、現職の高度専門職業人向けのリカレント教育を強化することを目的としてビジネスロー専攻が設置された。これは社会人に対する実践的・先端的なリカレント教育の実施を通じた、高度な専門知識・能力を備えた法曹・法務人材を育成することを使命としている。企業人、弁護士等の法律専門職、公務員など、30代を中心に幅広い年代、多様な業種、バックグラウンドを有する学生が所属している。[E. 1]

○ 学問と実務を橋渡しする教員構成

本研究科は教員の構成にも特徴があり、法学・国際関係専攻及び法務専攻では、裁判官、商社などで実務経験を積んだ後に研究者に転じたり、国際関係の研究者としてスタートした後に、外務省への出向を通じて外交官としての実務経験を積んだ教員が在籍している。またビジネスロー専攻では学問的な理論を深く学んだ研究者と、実務の第一線で活躍する弁護士などの実務家が、密接に協力して教育に従事している。このような教員構成は、理論・研究と実務・現場の橋渡しを可能として、本研究科のリカレント教育を有意義なものとしている。[E. 1]

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

<必須記載項目1 卒業（修了）率、資格取得等>

【基本的な記載事項】

- ・ 標準修業年限内卒業（修了）率（別添資料 3208-ii1-1）
- ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（別添資料 3208-ii1-2）
- ・ 博士の学位授与数（課程博士のみ）（入力データ集）
- ・ 指標番号 14～20（データ分析集）
- ・ 法科大学院修了者の司法試験合格率（法務省公表）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 授業評価アンケートの実施

担当教員が、学生の学業成果を把握し、また学生からのフィードバックを行うための取組として、博士後期課程・修士課程在籍者に対して授業評価アンケートを行っている。アンケートの結果は、担当教員が確認することができる。[1.1]

○ 全国有数の司法試験合格率

法務専攻修了者の司法試験合格率は、全国の法科大学院の中でトップ・レベルにある。教育の優れた点として、司法試験合格率の高さに加え、標準修了年限での修了率が高いことをあげることができる。[1.1][1.2]

<必須記載項目2 就職、進学>

【基本的な記載事項】

- ・ 指標番号 21～24（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 修士課程修了者の進路状況

2018年度の本研究科修士課程修了者は20人である。そのうち8人が本学博士後期課程に進学、5人が就職、その他が4人となっている。就職者の内訳は、情報通信、保険業、法務、製造業、サービス業その他、などである。

2019年度の本研究科修士課程修了者は20人である。そのうち11人が本学博士後期課程に進学、7名が就職、その他が1人となっている。就職者の内訳は、法務（裁判所、法律事務所）、製造業などである。[2.1]

○ 修士課程を修了した留学生の進路状況

修士課程を修了した留学生の進学・就職の状況は堅調であり、2018年度に修了した留学生8人のうち、3人が本学博士後期課程に進学、2人が日本国内企業に就職し、留学前の所属先であった海外の官公庁に復職した者が1人となっている。

2019年度に修了した留学生10人のうち、4人が本学博士後期課程に進学、3人が日本国内企業に就職し、自国に戻って就職した者が2人、帰国して就職活動をする者が1人となっている。（別添資料 3208-ii2-1）[2.1]

一橋大学法学研究科 教育成果の状況

○ 博士後期課程修了者の進路状況

2018年度の本研究科博士後期課程の修了者は9人である。このうち5人が日本国内及び海外の大学に教員ポジションを獲得し、1人が日本学術振興会特別研究員(PD)に採用された。(また、官公庁に在職したまま博士後期課程を修了した者も1人いる)

2019年度の本研究科博士後期課程の修了者は8人である。このうち6人が日本国内の大学に教員ポジションを獲得し、1人が日本国内企業に就職した。(また、官公庁に在職したまま博士後期課程を修了した者も1人いる) [2.1]

○ 博士後期課程修了者の研究者ポスト採用状況

2014年以降、博士学位取得者の研究者ポストへの就職状況は順調であり、日本国内の大学教員(一橋大学のジュニア・フェロー含む)に就職した外国人留学生も増加している。2015年度より継続している「次世代の法学研究者・法学教員養成プロジェクト」が奏功していることが、その1つの要因であろう。また、研究者ポストに就職した女性の人数も増加している。[2.1]

○ 就職状況から見る中期目標の達成度

こうした修士課程・博士後期課程修了者の就職状況は、「グローバルに活躍できる研究者や高度な専門性を備えた人材を育成するため、質の保証された大学院教育を展開」(中期目標I-1-(1)-②)している証左だといえる。[2.1]

○ 法務専攻修了者の司法試験累計合格率

法務専攻修了生の累計合格率は、全国トップで8割を超えている。そのため、社会の注目度も非常に高い。[2.1]

<選択記載項目A 卒業(修了)時の学生からの意見聴取>

【基本的な記載事項】

- ・ 学生からの意見聴取の概要及びその結果が確認できる資料
(別添資料 3208-iiA-1)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 授業評価アンケートに見る授業の質

法務専攻で、実施した「学生による授業評価アンケート」の結果によると、「教員の説明の分かりやすさ」については「非常に分かりやすかった」及び「ほぼ分かりやすかった」と肯定的な回答をした学生が8割を超えている。また、「学生からの質問に対する丁寧さ」については、「強くそう思う」及び「そう思う」と肯定的な回答をした学生が86.5%を占めている。[A.1]

<選択記載項目B 卒業(修了)生からの意見聴取>

【基本的な記載事項】

- ・ 卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取の概

要及びその結果が確認できる資料（別添資料 3208-iiB-1～2）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 「一橋大学における「社会から見た大学教育」に関する自己点検・評価報告書」
に見る修了者の満足度

別添資料 3208-iiB-1「一橋大学における「社会から見た大学教育」に関する自己点検・評価報告書」は2018年になされたものであり、回答者のうち大学院進学者の割合は法学分野で36%、国際関係分野では20%であった。そして大学院進学者について、法学分野では修得分野と仕事内容の関連度合いが（同報告書125頁）、また国際関係では大学院進学者の習得度や理解度が高いことが示されている（同報告書143-5頁）。これは、学部生の大学院への進学を促す5年一貫プログラムや、社会人入試などより多様なバックグラウンドを持つ人材の大学院への受入推進が、より専門性や大学での習熟度が高く、高度職業人として活躍する可能性が高い人材育成のために資するものであることを示唆しているといえよう。[B.1]

○ 法務専攻修了者の満足度

法務専攻ウェブサイト、「法科大学院 PEOPLE」を設け、修了生の声を掲載している。2017年3月修了した卒業生（既修者）は、「一橋に入学して、まず驚いたのは、私が想像していた以上に様々なバックグラウンドを持った学生がいることです。理系の学部を卒業した学生、一度社会人を経験したことのある学生、私の両親よりも年上の学生…。そのような学生と共に大学院生活を送ることは大変刺激的であり、その刺激が私自身の生活における原動力にもなっています。・・・中略・・・一橋大学法科大学院という学びの場は、司法試験に合格できる法的知識・思考力を身につけることができる場にとどまらず、仲間や教師との関わり合いの中で自分の価値観を再構築し、自分自身を人間的にも大きく成長させてくれる場でもあると思います。」と述べている。このコメントは、法務専攻（法科大学院）が多様なバックグラウンドを持つ学生による豊穡な学びの場として機能していることを示している。[B.1]

【参考】データ分析集 指標一覧

区分	指標 番号	データ・指標	指標の計算式
1. 学生入学・在籍 状況データ	1	女性学生の割合	女性学生数／学生数
	2	社会人学生の割合	社会人学生数／学生数
	3	留学生の割合	留学生数／学生数
	4	正規課程学生に対する 科目等履修生等の比率	科目等履修生等数／学生数
	5	海外派遣率	海外派遣学生数／学生数
	6	受験者倍率	受験者数／募集人員
	7	入学定員充足率	入学者数／入学定員
	8	学部生に対する大学院生の比率	大学院生総数／学部学生総数
2. 教職員データ	9	専任教員あたりの学生数	学生数／専任教員数
	10	専任教員に占める女性専任教員の割合	女性専任教員数／専任教員数
	11	本務教員あたりの研究員数	研究員数／本務教員数
	12	本務教員総数あたり職員総数	職員総数／本務教員総数
	13	本務教員総数あたり職員総数 (常勤、常勤以外別)	職員総数(常勤)／本務教員総数 職員総数(常勤以外)／本務教員総数
3. 進級・卒業 データ	14	留年率	留年者数／学生数
	15	退学率	退学者・除籍者数／学生数
	16	休学率	休学者数／学生数
	17	卒業・修了者のうち標準修業年限内卒業・修了率	標準修業年限内での卒業・修了者数／卒業・修了者数
	18	卒業・修了者のうち標準修業年限×1.5年以内での卒業・修了率	標準修業年限×1.5年以内での卒業・修了者数／卒業・修了者数
	19	受験者数に対する資格取得率	合格者数／受験者数
	20	卒業・修了者数に対する資格取得率	合格者数／卒業・修了者数
	21	進学率	進学者数／卒業・修了者数
	22	卒業・修了者に占める就職者の割合	就職者数／卒業・修了者数
4. 卒業後の進路 データ	23	職業別就職率	職業区分別就職者数／就職者数合計
	24	産業別就職率	産業区分別就職者数／就職者数合計

※ ■部分の指標（指標番号8、12～13）については、国立大学全体の指標のため、学部・研究科等ごとの現況調査表の指標には活用しません。